

平成29年度鳥取県一般会計当初予算案等の概要（福祉保健部関係）

政府は、「経済・財政再生計画」2年目の予算として、経済再生と財政健全化の両立を実現する予算の編成を行っている。経済再生では、「誰もが活躍できる一億総活躍社会を実現し、成長と分配の好循環を強化」、「経済再生に直結する取組を推進」、「働き方改革を推進」の取組を行うこととしている。また、財政健全化では、一般歳出の伸びや社会保障関係費の伸びを計画に沿った形で計上するとともに、国債発行額も引き続き縮減している。

一方、本県では10月21日に発生した鳥取県中部地震、並びに1月23日の雪害を乗り越えてプラスに変えるような復興をしていかなければならないが、公債費の償還がピークになり、地方税の伸びも望めないなか、財政誘導目標として掲げている財政調整型基金300億円以上を割り込むことが確実にになっている。

このような状況ではあるが、地方創生のリーディング役をしっかりと果たしていくために、メリハリをつけた予算編成を行った。

福祉保健部関係予算においても、生活貧困者対策、災害時における要支援者への対応、障がい福祉の充実、市町村における地域包括ケアシステムの構築支援、介護人材の確保対策、育児支援や婚活支援、健康づくりの推進、医療環境の整備、福祉職場の処遇改善について積極的に充実を図っている。

平成29年度当初一般会計当初予算案（福祉保健部関係）の全体像

(28年度当初予算額)

54,210百万円



(29年度当初予算案)

56,570百万円

(対28年度増減)

+2,360百万円

[所属別増減]

(単位:千円)

所属名	28年度当初	29年度当初	増減	摘要
福祉保健課	5,956,982	5,954,592	△2,390	
福祉監査指導課	303,722	302,039	△1,683	
障がい福祉課	7,376,835	7,535,729	158,894	
長寿社会課	10,544,007	10,137,774	△406,233	
子育て応援課	6,083,404	6,368,297	284,893	
青少年・家庭課	2,418,717	2,441,176	22,459	
子ども発達支援課	1,058,774	1,004,954	△53,820	
健康政策課	1,735,672	1,644,883	△90,789	
医療政策課	5,411,193	7,696,593	2,285,400	
医療指導課	13,320,678	13,484,035	163,357	
計	54,209,984	56,570,072	2,360,088	

主な増減 ※1億円以上（単位:百万円）

[障がい福祉課]	自立支援給付費(介護給付費等) +120(3,020→3,140) 指定管理施設利用者環境向上事業 △131(133→2)
[長寿社会課]	介護保険運営負担金事業 +128(8,455→8,583) 鳥取県地域医療介護総合確保基金(施設整備)補助金 △624(774→150)
[子育て応援課]	地域型保育給付費県負担金 +121(103→224) おうちで子育てサポート事業 +101(0→101)
[医療政策課]	鳥取県地域医療介護総合確保基金造成事業(医療分) +1,327(453→1,780) 鳥取県ドクターヘリ導入事業(格納庫・給油施設・搭載医療機器等整備費) +432(0→432) 地域医療対策費(医療施設等施設整備費) +169(283→452)
[医療指導課]	有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業 +118(45→163) 後期高齢者医療制度財政支援事業 +131(7,967→8,098)

<福祉保健部の主な事業とその概要>

※詳細については、本書の4ページ以降を参照。

① (新) ファイナンシャルプランナーと連携した家計支援事業 (3, 521千円)

生活困窮に陥る原因の中に、金銭管理が出来ていないことがみられるため、市町村の家計相談窓口機能の充実を図るとともに、困難な状況に至るまでの未然防止として、子育て世代や高齢者向けに、マネープランに関する啓発セミナーの開催や困窮危険度診断ソフトを作成し市町村の相談窓口で活用いただく。

② (新) 災害時における福祉避難所等の開設・運営支援事業 (1, 040千円)

福祉避難所等について、福祉専門職員の派遣や活動をコーディネートする体制を検討する会議の開催(県と災害時の協力について協定を締結した3団体(社会福祉士会、介護福祉士会、介護支援専門員連絡協議会)及び福祉関係者がメンバー)や市町村の模擬訓練の支援を通じて、災害時の速やかな福祉避難所の開設等を支援する。

③ (新) 災害時における支え愛地域づくり推進事業 (7, 250千円)

鳥取県中部地震を踏まえて、共助による住民相互の避難支援の重要性が改めて認識され、住民の防災意識が高まっている。市町村社協を核とし、支え愛マップの手法を活用した住民主体の災害時の防災体制の強化を図ることで、災害時の要支援者の適切な支援を確保し、災害時の地域の安全を推進する。

④ (新) 農業参入企業による障がい者就労促進事業 (22, 500千円) *債務負担行為22, 500千円あり。

障がい者雇用に繋がる新たな農福連携として、農業参入する企業による事業展開のうち積極的な障がい者の受入れを図る企業に対して支援を行い、障がい者の工賃向上と障がい者雇用を推進する。

⑤ 盲ろう者支援センター運営事業 (35, 817千円)

盲ろう者が社会から孤立せず、安心して暮らすことを支援するために設置した「鳥取県盲ろう者支援センター(米子市)」において、盲ろう者向け通訳・介助員の養成・派遣や専門の相談員による相談支援、生活・コミュニケーション訓練を実施する。

なお、現状の相談員1名体制では十分な支援が出来ないことから相談員を2名体制とし、相談支援体制の強化をはかる。

⑥ とっとり介護の輝く人材づくり事業 (35, 098千円)

さらなる介護人材の確保を図るため、事業者団体や職能団体、養成機関、地域福祉団体等とも連携し、「参入促進」「資質向上」「労働環境・処遇の改善」などの様々な分野の取組を駆使し、介護人材の充実に取り組む。

なお、新たな主な取組としては、介護福祉士国家資格取得支援や処遇改善加算所得を推進するための相談窓口の設置を予定している。

⑦ みんなで支え合う地域包括ケア全県展開事業 (10, 929千円)

住み慣れた地域で暮らし続けられる「地域包括ケアシステム」の構築が市町村に求められており、平成30年4月の全市町村における各種事業(生活支援体制整備事業、在宅医療・介護連携推進事業、認知症総合支援事業)の実施に向け、市町村の体制整備を後押しするため、研修回数やコーディネーター派遣の充実を図ることにしている。

- ⑧ **施設型給付費県負担金（1,769,770千円）**
市町村が認可教育・保育施設（認定こども園、幼稚園、保育所）に対して行う施設型給付に要する費用に対して、県がその一部を負担する事業。国において、技能・経験に着目した更なる処遇改善も行われたところであり、県としても別事業で、私立幼稚園の処遇改善を支援する補助制度を新規に創設するほか、本県が市町村と連携して取り組んできた保育所等における単独事業についても、国の処遇改善を踏まえた単価の引上げを行う。
- ⑨ **鳥取県野外保育促進事業（25,854千円）**
多様な保育・幼児教育が求められ、また、自然体験活動の大切さが見直される中、本県の恵まれた環境を活かして、子どもたちが「豊かな自然」で“遊びきる”経験を持てる環境を構築するための取組を行う。
なお、新たな取り組みとして、保育所・幼稚園等における自然保育の認証制度を創設する。
- ⑩ **（新）おうちで子育てサポート事業（100,544千円）**
保育所等を利用する世帯に対し保育料無償化の取組を進めてきたことを踏まえ、子育て支援の対象をより広げる観点から、市町村が行う在宅育児世帯の保護者を対象にした、現金給付、現物給付若しくはサービスの利用料の負担軽減に対して支援する。
- ⑪ **児童虐待防止関係機関人材育成事業（1,276千円）**
市町村職員や保健師、保育士等に対し、それぞれの職種に応じた児童虐待に関する研修会を開催し、児童虐待の未然防止や早期発見・早期対応のために不可欠な関係機関職員の資質向上を図る。
なお、新たな取り組みとして、要保護児童対策地域協議会調整機関専門研修を実施する。
- ⑫ **（新）健康づくり鳥取モデル事業（6,433千円）**
元気な方が長く健康を維持していくため、新たに鳥取モデルの事業として、地区単位（公民館等）や企業で継続的に行う健康づくりやロコモ予防対策など、健康寿命延伸に向けた取組を支援する。
- ⑬ **（新）がん医療の質向上プロジェクト事業（3,550千円）**
県内のがん診療連携拠点病院及びがん拠点病院に準じる病院の外部評価を実施することで、県内のがん治療（手術、化学療法、放射線治療）の質の向上を目指す。
- ⑭ **（新）鳥取県ドクターヘリ導入事業（格納庫・給油施設・搭載医療機器等整備費）（432,883千円）**
関西広域連合が運航する鳥取県ドクターヘリについては、平成29年度末の運航開始を目標として導入準備を進めているところであるが、平成29年度は格納庫・取付誘導路等の整備、給油施設・ヘリポート改修工事費等、ハード整備を中心に行う。

平成29年度一般会計当初予算説明資料

3 款 民生費

1 項 社会福祉費

福祉保健課（内線：7859）

1 目 社会福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
（新）ファイナンシャルプランナーと連携した家計支援事業	3,521	0	3,521	1,760			1,761	知事 査定中
工程表の政策目標（指標）	—							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>生活困窮に陥いる原因の中に、金銭管理ができていない（将来を考えた生活設計や貯蓄等をしていない）ことがみられる。そこで、市町村の家計相談窓口機能の充実を図るとともに、困難な状況に至るまでの未然防止として、子育て世代や高齢者向けにマネープランに関する啓発セミナー等を開催する。</p>								
<p>2 事業内容</p> <p>（1）広域的な家計相談の専門相談体制の整備 市町村相談窓口の家計相談員等へ金銭管理指導研修や困難事例に対する支援を実施するなど、相談対応に係る支援体制を整備する。（指導研修は東中西各圏域で実施）</p> <p>（2）金銭管理等の啓発セミナーの開催 ・子育て世帯を対象：幼稚園の保護者会や学校のPTAなどを活用し、10回実施予定 ・退職予定者等高齢者を対象：商工会議所等と連携し、退職者向けの年金等の説明会等を活用し、10回実施予定</p> <p>（3）困窮危険度診断ソフトの作成 困窮危険度の診断及び要因分析ができるソフトを作成し、市町村の相談窓口において困窮者相談の導入部分で活用することで、金銭管理の重要性についての認識と生活の改善を促すことにつなげる。</p>								
<p>3 要求内容</p>								
実施方式	ファイナンシャル・プランナーへ委託予定 ※日本ファイナンシャル・プランナーズ協会鳥取支部推薦者							
積算内訳	<p>（1）広域的な家計相談の専門相談体制整備 162千円 ・市町村家計支援相談員金銭管理指導研修（電話相談フォロー込）</p> <p>（2）ライフプランを考える啓発セミナー費用 1,599千円 ・子育て世代対象（10回） ・高齢者対象（10回） ・啓発冊子</p> <p>（3）困窮危険度診断ソフト作成 1,760千円</p>							

平成29年度一般会計当初予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

福祉保健課(内線:7158)

1目 社会福祉総務費

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新)災害時における福祉避難所等の開設・運営支援事業	1,040	0	1,040	218			822	知事査定中

工程表の政策目標(指標)

—

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

福祉避難所等について、福祉専門職員の派遣や活動をコーディネートする体制を検討する会議の開催や市町村の模擬訓練の支援を通じて災害時の速やかな開設等を支援する。

2 主な事業内容

(1) 災害時要配慮者支援ネットワーク会議(予算額 218千円 国10/10)

県と災害時の協力について協定を締結した3団体(社会福祉士会、介護福祉士会、介護支援専門員連絡協議会)及び福祉関係者が集まり、市町村が福祉避難所を速やかに設置できるように、福祉専門職員の派遣や活動をコーディネートする体制(DCAT(災害派遣福祉チーム)本部を想定)を検討する。

(2) 福祉避難所等の開設・運営支援模擬訓練(予算額 822千円 県10/10)

市町村が福祉避難所等の開設・運営の模擬訓練を実施する場合に支援するとともに、協定を締結している3団体の福祉専門職員が訓練に参加し福祉避難所等での要配慮者の相談支援活動を訓練することで、災害時の迅速かつ適切な要配慮者への支援体制の構築を図る。

事業区分	事業内容	対象経費	予算額
市町村の福祉避難所等の開設・運営訓練支援	市町村が福祉避難所等の開設・運営訓練を実施する場合に対象経費を支援	訓練に係る会議費、研修会費、備品費、消耗品費等	600千円
協定締結3団体の訓練参加	協定を締結している3団体の専門職員が市町村が実施する福祉避難所等の開設・運営の訓練に参加するための必要経費	参加専門職員に係る旅費、傷害保険、消耗品費等	222千円

3 これまでの取組状況、改善点

災害時に福祉避難所等で要配慮者の相談支援活動を行う福祉専門職員の不足が見込まれることから、平成29年1月に機能3団体と協定を締結したところであり、協定内容の実効性を確保する必要がある。

平成29年度一般会計当初予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

福祉保健課 (内線：7158)

4目 老人福祉費

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 災害時における支え愛地域づくり推進事業	7,250	0	7,250	3,625			3,625	知事 査定中
工程表の政策目標 (指標)	-							

事業内容の説明 【「地方創生推進交付金」充当事業】

1 事業の目的・概要

鳥取県中部地震を踏まえて共助の重要性が改めて認識されていることから、支え愛マップの手法を活用し、住民主体で災害時の高齢者、障がい者など要支援者の支援体制の強化を図る。

2 主な事業内容

実施主体：鳥取県社会福祉協議会

事業名(予算額)	事業概要
(1) 地域における災害時の要支援者対策事業 (6,150千円)	<p>地域住民が主体となって支え愛マップづくりを通じて、要支援者に対する災害時の避難支援の仕組みづくり等を行う自治会等の取組に対して助成する。</p> <p><災害時要支援者対策促進事業> ○対象事業：支え愛マップの作成を通じた災害時の避難支援の仕組みづくり 等 ○予算額：@50千円×150地区×1/2=3,750千円</p> <p><災害時要支援者対策ステップアップ事業> ○対象事業：地域支え愛会議の運営、支え愛マップづくりで共有された要支援者の避難支援に係る課題解決に向けた共助の取組 等 ○予算額：@100千円×30地区×1/2=1,500千円</p> <p><災害時要支援者対策のための自治会間交流支援> 既に支え愛マップに取り組んだ自治会等が他地区へ普及啓発（研修や助言）する活動に対して助成する。 ○予算額：@30千円×30地区=900千円</p>
(2) 支え愛マップを活用した要支援者対策に係る関係者連絡会 (1,000千円)	<p>市町村社協、自治会、市町村等、地域における災害時の要支援者の安全確保に関わる者が集まり、地域ぐるみで災害時の要支援者の支援についての知識向上及び先進的な取組の紹介や、関係者による情報交換を図る等の連絡会を開催する。</p> <p>○対象事業：研修会、マップを活用した支え愛活動推進の戦略座談会等 ○予算額：1,000千円 ○開催回数：年6回程度（東、中、西部地区各2回） ○参加者：市町村社協、市町村の福祉・防災担当者、民生委員、福祉協力員、自治会、自主防災組織、地域で活動している団体 等</p>
(3) 支え愛マップ活用事例集作成 (100千円)	<p>支え愛マップの先進的な取組事例や、鳥取県中部地震において支え愛マップの取組が活かされた事例を収集し、事例集としてまとめ、マップづくりのさらなる取組を促進する。 ○予算額：100千円</p>

3 これまでの取組状況・改善点

支え愛マップは平成28年12月時点で県内454町内会・集落等で作成されているが、このたびの鳥取県中部地震を受けて県民の防災意識が高まっていることを考慮して、KPI目標値としている平成31年度末の支え愛マップ取組自治会数を、現行の600箇所から900箇所に改める。

平成29年度一般会計当初予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

障がい福祉課（内線：7889）

12目 障がい者自立支援事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 農業参入企業による障がい者就労促進事業	債務負担行為 22,500 22,500		債務負担行為 22,500 22,500				債務負担行為 22,500 22,500	知事査定中
工程表の政策目標(指標)	工賃が平成18年度実績額の3倍となるよう支援する。							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
<p>これまでの農福連携は、主に農家と障がい者が利用する就労系事業所との仲介により農作業の一部を障がい者が担うことで進めてきたが、障がい者雇用に繋がる新たな農福連携として、農業参入する企業による事業展開の中で、積極的な障がい者の受け入れを図る企業に対して支援を行い、障がい者の工賃向上と障がい者雇用1,000人の達成に資する。</p>								
2 主な事業内容								
以下の条件を満たす農業参入企業に対して補助金を交付する。								
(1) 交付要件								
○3年以内に新たに障がい者の正規雇用20人以上を達成する計画を持った企業であること								
○営農計画の中で十分な販路先が確保されるなど事業の継続性が見込まれること								
○同種の補助金が活用できる場合は、当該補助金を優先すること								
○農作業のための人材として施設外就労等により障がい者を受け入れる場合は、労務単価として鳥取県最低賃金を上回る金額を支給すること								
(2) 対象者								
農業参入を検討又は実施している企業								
(3) 対象事業								
障がい者を受け入れた農業経営の開始又は推進するための事業								
(例) 機械・施設の整備又はリースに係る経費等								
(4) 事業期間								
3年以内								
(5) 助成率								
定額								
(6) 助成金								
60,000千円以上の設備投資で20名以上雇用：30,000千円								
75,000千円以上の設備投資で25名以上雇用：37,500千円								
90,000千円以上の設備投資で30名以上雇用：45,000千円								
(7) 助成金の支払時期及び金額								
次のとおりとする。(ただし、雇用達成日は、事業開始から2年6か月以内とする。)								
・障がい者正規雇用人数の50%以上の雇用達成日から6ヶ月を経過したとき：助成金額の1/2の額を支給								
・障がい者正規雇用人数の75%以上の雇用達成日から6ヶ月を経過したとき：助成金額の1/4の額を支給								
・障がい者正規雇用人数の100%以上の雇用達成日から6ヶ月を経過したとき：助成金額の1/4の額を支給								

平成29年度一般会計当初予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

障がい福祉課（内線：7201）

12目 障がい者自立支援事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
盲ろう者支援センター運営事業	35,817	23,982	11,835	16,508			19,309	知事 査定中

工程表の政策目標（指標） 情報アクセス・コミュニケーション支援の推進

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

盲ろう者（視覚と聴覚の両方に障がいのある方）が社会から孤立せず、安心して暮らすことを支援するために設置した「鳥取県盲ろう者支援センター」において、盲ろう者向け通訳・介助員の養成・派遣や専門の相談員による相談支援、生活・コミュニケーション訓練を実施する。

注）盲ろう者向け通訳・介助員とは、手話（触手話、接近手話）、指点字、掌書き、筆記、音声通訳、移動介助などの知識・技術を用いて、盲ろう者に対して通訳・介助を行う者のこと。

2 主な事業内容

（単位：千円）

区分	事業内容	予算額
盲ろう者支援センター運営費	盲ろう者支援センターの運営（建物の賃借料、自動車のリース料等）	2,800
（拡充）盲ろう者向け相談支援事業	盲ろう者支援センターに盲ろう者相談員を配置し、盲ろう者やその家族等に対する相談支援を行う。 ＜拡充内容＞ 現状の相談員1名体制では支援が必要な方について十分な対応が困難となっているため、相談員を2名体制（1名増）とし、相談支援体制を強化する。	13,648
盲ろう者向け通訳・介助員養成事業	厚生労働省が提示したカリキュラムに基づく研修を実施し、「盲ろう者向け通訳・介助員」を養成する。	6,728
（拡充）盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業	盲ろう者のもとへ「盲ろう者向け通訳・介助員」を派遣し、意思疎通支援等を行う。 ＜拡充内容＞ これまで通訳・介助員が盲ろう者に同行支援した際の通訳・介助員の交通費については、盲ろう者が全額負担していたが、盲ろう者の日常生活等を支援するため、当該費用の公費負担を行う。	9,739
（新規）盲ろう者向け生活・コミュニケーション訓練事業	盲ろう者向けに点字・手話等のコミュニケーション訓練や家事等の生活訓練を行う。 ＜背景＞ 盲ろう者の中には、障がいの進行等により新たに点字・手話などのコミュニケーション手段の習得が必要となる方や、日常生活を送る上では家事などの生活訓練が必要となる方がいる。	2,902
合計		35,817

3 これまでの取組状況、改善点

平成27年度に実施した盲ろう者実態調査や、平成28年度に新設した鳥取県盲ろう者支援センターでの相談支援事業の取組等により、通訳・介助員派遣事業の利用者が増加するとともに、個々の利用時間数も増加するなど、徐々に盲ろう者の社会参加が進んできている。

また、今後も引き続き相談支援事業を継続していく必要があるが、現状の相談員1名体制では物理的に対応が困難な状況が生じてきており、相談支援体制の強化が必要となっている。

更に、盲ろう者の中には、点字・手話などのコミュニケーション手段の習得が必要な方もおり、加えて、日常生活を送る上では家事などの生活訓練も必要とされている。

平成29年度一般会計当初予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

長寿社会課（内線：7176）

1項 社会福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
とっとり介護の輝く人材づくり事業	35,098	23,581	11,517	1,730		(基金繰入金) 33,368		知事査定中
工程表の政策目標（指標）	—							
事業内容の説明				【「鳥取県地域医療介護総合確保基金」充当事業】				
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>団塊の世代が75歳以上となる2025(平成37)年に向けて要介護認定者数の増加が見込まれる中、県内ではこれまでも介護人材の養成、技術の向上等を図ってきたところであるが、さらなる介護人材の確保を図るため、事業者団体や職能団体、養成機関、地域福祉団体等とも連携し、「参入促進」「資質向上」「労働環境・処遇の改善」などの様々な分野の取組を駆使して介護人材の充実に取り組む。</p> <p>特に、若い世代の新規就労とともに、現任職員のモチベーションアップ、処遇改善による定着促進を図る。</p>								
<p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 参入促進(介護や介護の仕事の理解、イメージアップ、修学・就労支援) 24,327千円</p>								
区 分		内 容						予算額
とっとり介護人材発進・発信事業	(拡充)「介護職員初任者研修」受講支援事業【基金】	基本的な介護スキルを学んだ「介護職員初任者研修」修了者を地域に増やすため、受講料の一部を補助し、介護職員として就職した場合等は補助額を加算する。 補助金額：受講料 上限3万円×120人 担い手加算奨励金額 2万円×120人 (新)過疎地域就業奨励金額 2万円×20人						6,400
	働く介護家族向け「介護職員初任者研修」開催支援事業【基金】	働く介護家族等が受講しやすい研修の開催を促すため、研修事業者に対し費用の一部を補助する。 補助金額：20万円×5コース						1,000
	「働く介護家族応援！」企業内研修開催支援事業【基金】	介護不安による離職を防ぐとともに、介護者が働きやすい意識醸成・環境改善のため、介護に関する企業内研修の開催を促す。 委託料：上限60万円×5事業者 委託先：講師を派遣できる介護事業所、養成施設等						3,000
	介護サービスの質の向上支援事業（オールジャパンケアコンテスト開催支援）【基金】	オールジャパンケアコンテスト開催費用の一部を補助し、本県での介護技術力向上の取組を全国に発信するとともに、地域住民や高校生等に介護の仕事の理解促進を図る。 補助金額：上限200万円						2,000
	(拡充)介護の夜明け～イメージ変革プロジェクト～【基金】	介護の仕事に対する偏ったイメージを一新するため、県民を巻き込んだ広報活動及びフォーラム開催により魅力発信を強化する。 (新規)広報活動(県民から介護従事者への感謝メッセージの募集、発表を想定) 委託先：プロポーザルによる公募で選定						4,749
	(拡充)若手従事者のための介護の未来創造研修事業【基金】	若手介護従事者を対象とした研修会を開催し、先進的な取組や参加者同士の交流により介護の仕事を改めて考えてもらい、魅力発信フォーラムにおいてそのやりがいや誇りをメッセージ発信する。(1回→3回(東・中・西部))						810
「介護で働き	ケーブルテレビを活用した介護の仕事等紹介事業	介護の現場で活躍する介護福祉士(国家資格)になるための学校や仕事の様子、家庭での介護のこつ等を紹介する番						810

「たい」 参入促 進事業	【基金】	組を繰り返し放送する。(1~2か月間) 委託先：ケーブルテレビ会社	
	中高生夏休み介護の仕事 体験事業【基金】	中高生に高齢者や介護の仕事に興味を持ってもらうため、 介護施設の協力のもと、職場見学や仕事体験をしてもらう。	138
	介護人材確保のためのマ ッチング機能強化事業 【基金】	就職支援コーディネーターを1名配置し、求職者、求人事 業所等とのきめ細やかなマッチングを行い、新規就労、再 就職につなげる。 委託先：鳥取県社会福祉協議会	5,420

(2) 資質向上 6,900千円

区 分			
介護の 職員資 質・職 場環 境 向 上 事 業	介護職員、小規模事業所 グループ支援事業 【基金】	介護職員や小規模事業所が共同で行う人材育成の研修や求 人活動等に対し助成する。 補助金額：上限20万円×5団体	1,000
	介護職員の事業所全体レ ベルアップ事業 【基金】	介護事業所全体の知識や技術向上のため、介護福祉士養成 施設から指導者を派遣する。 委託先：介護福祉士養成施設	900
とっと り介護 人材発 進・発 信事業	(新)介護福祉士国家資 格取得支援事業(「介護 職員実務者研修」受講支援) 【基金】	介護事業者が、介護福祉士の国家試験受験に必要な「介護 職員実務者研修」を職員に受講させる場合、その受講料を 助成する。 補助金額：上限10万円×50人分	5,000

(3) 労働環境・処遇の改善 3,113千円

区 分		内 容	予算額
介護の 職員資 質・職 場環 境 向 上 事 業	介護ロボット導入支援事 業 【基金】	介護事業者が介護環境の改善のために整備する介護ロボッ トの購入費を助成する。 補助金額：1機器10万円(上限)×10台分	1,000
	介護報酬処遇改善加算取 得対策事業 【国10/10】	介護職員に対する処遇改善や離職防止を図るため、加算を 取得していない事業所に取得のための研修会を開催する。 (東・中・西部の3会場)	230
	(新)処遇改善加算取得 相談窓口設置事業 【国10/10】	処遇改善加算の取得要件である雇用・職場環境の整備等、 専門的な知識が必要なものに対し、相談窓口を設け、必要 に応じて出張説明等を行い、処遇改善加算取得につなげる。 委託先：社会保険労務士	1,500
	(新)介護事業所の運営 等情報共有事業 【基金】	国の施策の動向や他県の事例(職場環境改善やキャリアパ ス要件の整備など介護職員の処遇改善に繋がる取組、新しい 総合事業への対応に関する取組)など、事業所運営に関 わる情報等を提供するとともに、県内各事業所の状況を共 有する場として研修会を開催する。 (東・中・西部の3会場)	383

(4) 基盤整備 758千円

区 分		内 容	予算額
「介護 で働 き たい」 参入促 進事業	介護人材確保対策協議会 【基金】	事業者団体、職能団体、養成機関、行政等による協議会で、 関係機関・団体との連携・協働を進める。	455
	人材育成等に取り組む事 業所の認証評価制度 【基金】	介護人材の育成・定着に取り組む事業所の認証・評価制度 について、評価基準等の設計等を行う。	303

3 これまでの取組、改善

介護関係の有効求人倍率の上昇(H27年9月1.57倍→H28年9月2.06倍)や介護福祉士養成施設入学人数の減少(県内3校の定員140人に対し、H27度69人→H28度47人)等、介護人材の確保は喫緊の課題である。若い世代の新規参入を図るため、介護の仕事の偏ったイメージを一新させるとともに、現職員の定着を図るためモチベーションアップ、処遇改善の取組を進める必要がある。

平成29年度一般会計当初予算説明資料

3 款 民生費

1 項 社会福祉費

長寿社会課（内線：7176）

4 目 老人福祉費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
みんなで支え合う地域 包括ケア全県展開事業	10,929	4,359	6,570	183		(基金繰入金) 7,561	3,185	知事 査定 中

工程表の政策目標(指標) ー

事業内容の説明

【「鳥取県地域医療介護総合確保基金」充当事業】

1 事業の目的・概要

団塊の世代が75歳以上となる2025（平成37）年に向け、住み慣れた地域で暮らし続けられる「地域包括ケアシステム」（地域全体で高齢者を支える地域づくり）の構築が市町村に求められている。平成30年4月の全市町村における（1）生活支援体制整備事業、（2）在宅医療・介護連携推進事業、（3）認知症総合支援事業の実施に向けて、県は市町村の体制整備を着実に後押しする。

2 主な事業内容

(1) みんなでつくる地域の生活支援体制整備 【3,650千円】

区分	内容	予算額
(拡充) 生活支援 コーディネーター 養成研修	市町村担当者に対する生活支援コーディネーターの配置・運営、新たなコーディネーターの養成・スキルアップ等に関する研修を行う。 (2回→3回) さらに、課題を掘り起こし、その解決等を検討するため、圏域ごとの意見交換を新たに実施する。(各圏域1回(新規))	490
(拡充) 支え合い 支援活動創出のため のコーディネーター派遣	生活支援コーディネーターの配置や業務に関する課題を具体的に解決するため、県はアドバイザーとともに市町村のスーパーバイズを行う。 (2回→6回)	560
(新) 支え合い支 援活動創出のため の担い手育成支援	各市町村のモデル地域において、退職した高齢者等を対象に、生活支援コーディネーターが支援しながら地域に必要なサービス・支援の仕方などを検討する勉強会や研修会を開催し、地域を支える担い手となって頂くよう育成していく。(全市町村実施)	2,600

(2) 在宅医療・介護連携の推進支援 【5,017千円】

区分	内容	予算額
(拡充) 各圏域に おける在宅医療・ 介護連携の推進支 援	各福祉保健局において、市町村と医療・介護関係者との連携会議や、多職種連携研修会等を実施する。 (多職種連携研修会：4回→7回)	2,017
(新) 在宅介護の ための事業者等に よる地域連携モデ ル事業	高齢者の生活を支えるため、様々なサービスを円滑に提供できる仕組みを各地域で増やしていくことが必要であることから、ICTの活用等による法人間の連携の取組をモデル的に支援し、各地域の医療・介護等サービス提供の地域連携を進める。 上限2,000千円×補助率(県1/2)×3カ所	3,000

(3) 認知症総合支援の推進 【2,262千円】

○チームの設置に関する支援

区分	内容	予算額
認知症初期集中支援チ ーム員研修受講派遣	国が実施するチーム員必須研修への受講派遣を支援する。 (10市町村)	400
認知症サポート医養成研	県が委託実施する認知症サポート医養成必須研修へ医師を派遣す	1,250

修派遣	る。(10名)	
認知症サポート医フォローアップ研修	県が実施する認知症サポート医相互の症例検討等により、支援体制の充実・強化を図る。(1回)	54

○推進員の設置に関する支援

区 分	内 容	予算額
認知症地域支援推進員研修受講派遣	県が実施する研修への受講派遣を支援する。(市町村5名)	190

○活動充実のための市町村支援

区 分	内 容	予算額
認知症総合支援充実研修	「チーム」及び「推進員」の活動を推進させるための市町村への研修会を開催する。(1回)	79
市町村認知症連絡会	各市町村の認知症施策に係るニーズ把握、先進的な地域支援体制の取組の情報共有等を図る。(1回)	289

3 これまでの取組、改善

平成27年4月に施行され平成30年4月までに全市町村が実施する事業について、市町村の取組に対する助言、県内外の先行事例の提供、専門研修への派遣、意見交換会の開催等を行ってきた。残りの市町村すべて平成30年4月に着実に実施できるよう、引き続き市町村の体制整備を支援する。

(平成30年4月に実施予定としている市町村数)

- (1) 生活支援体制整備事業(生活支援コーディネーターの配置): 2町
- (2) 在宅医療・介護連携推進事業(在宅医療・介護を一体的に提供できる体制): 4町
- (3) 認知症総合支援事業 初期集中支援チームの設置: 10市町村
認知症地域支援推進員の設置: 3町

平成29年度一般会計当初予算説明資料

3 款 民生費

2 項 児童福祉費

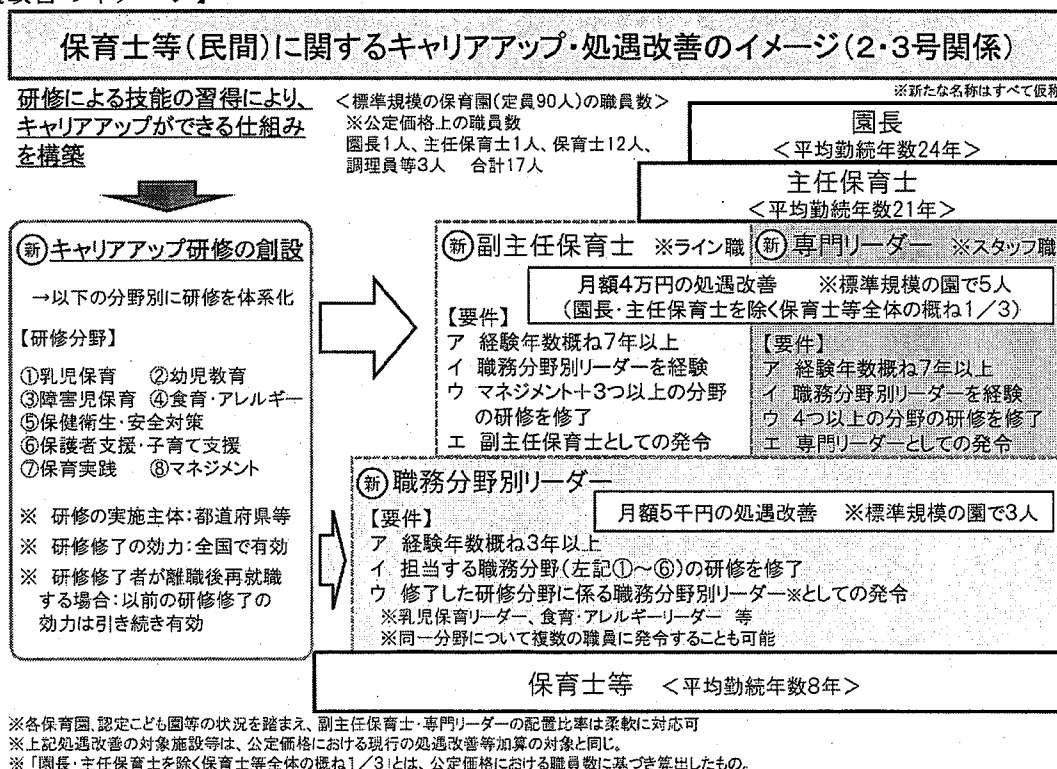
1 目 児童福祉総務費

子育て応援課 (内線: 7570)

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考														
				国庫支出金	起債	その他	一般財源															
施設型給付費県負担金	1,769,770	1,741,910	27,860				1,769,770	知事 査定中														
工程表の政策目標(指標)	—																					
事業内容の説明																						
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>市町村が、認可教育・保育施設(認定こども園、幼稚園、保育所)に対して行う施設型給付に要する費用に対して、県がその一部を負担する。</p> <p>【平成29年度における国の公定価格の主な充実内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○幼稚園教諭、保育士等の処遇改善(平成28年度分についても、2月補正において4月に遡り実施) ○平成28年度人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定に準じた待遇改善(保育士平均+1.3%) ○全職員に対して2%(月額6千円程度)の処遇改善(処遇改善等加算) ○技能・経験に着目した更なる処遇改善 <ul style="list-style-type: none"> ・副主任保育士、専門リーダー(経験年数7年以上) 月額4万円 ・職務分野別リーダー(経験年数3年以上) 月額5千円 <p>2 主な事業内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施主体</td> <td>市町村</td> </tr> <tr> <td>負担割合</td> <td>国1/2、県1/4、市町村1/4 (国負担分は、国から各市町村へ直接交付)</td> </tr> <tr> <td>対象施設</td> <td>私立の認可教育・保育施設(認定こども園、幼稚園(※)、保育所)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>※私立幼稚園については、新制度へ移行する施設のみ対象。</td> </tr> <tr> <td>対象経費</td> <td>施設の通常の運営に要する経費として国が定める「公定価格」から「利用者負担額」を減じた額(=施設型給付費)。</td> </tr> <tr> <td>予算額</td> <td>1,769,770千円(認定こども園分:515,950千円、保育所分:1,253,820千円)</td> </tr> </tbody> </table>									区分	内容	実施主体	市町村	負担割合	国1/2、県1/4、市町村1/4 (国負担分は、国から各市町村へ直接交付)	対象施設	私立の認可教育・保育施設(認定こども園、幼稚園(※)、保育所)		※私立幼稚園については、新制度へ移行する施設のみ対象。	対象経費	施設の通常の運営に要する経費として国が定める「公定価格」から「利用者負担額」を減じた額(=施設型給付費)。	予算額	1,769,770千円(認定こども園分:515,950千円、保育所分:1,253,820千円)
区分	内容																					
実施主体	市町村																					
負担割合	国1/2、県1/4、市町村1/4 (国負担分は、国から各市町村へ直接交付)																					
対象施設	私立の認可教育・保育施設(認定こども園、幼稚園(※)、保育所)																					
	※私立幼稚園については、新制度へ移行する施設のみ対象。																					
対象経費	施設の通常の運営に要する経費として国が定める「公定価格」から「利用者負担額」を減じた額(=施設型給付費)。																					
予算額	1,769,770千円(認定こども園分:515,950千円、保育所分:1,253,820千円)																					

【処遇改善のイメージ】



※各保育園、認定こども園等の状況を踏まえ、副主任保育士・専門リーダーの配置比率は柔軟に対応可
 ※上記処遇改善の対象施設等は、公定価格における現行の処遇改善等加算の対象と同じ。
 ※「園長・主任保育士を除く保育士等全体の概ね1/3」とは、公定価格における職員数に基づき算出したもの。

このほか、更なる「質の向上」の一環として、全職員に対して2%(月額6千円程度)の処遇改善を実施

3 これまでの取組状況・改善点

- ・保育士等(保育士、保育教諭、放課後児童支援員等)の処遇改善については、国に対して継続して要望をしてきたところであるが、国の来年度予算において新たな処遇改善の仕組みが設けられる予定であり、これら国制度を活用しながら、県としても各施設等における処遇改善の取組を支援する。
- ・あわせて、私立幼稚園の処遇改善を支援する補助制度を新規に創設するほか、本県が市町村と連携して取り組んできた保育所等における単独事業(1歳児加配、障がい児加配、年度当初からの乳児保育担当保育士の配置)についても、国の処遇改善を踏まえた単価の引上げを行う。

平成29年度一般会計当初予算説明資料

3款 民生費

2項 児童福祉費

1目 児童福祉総務費

子育て応援課（内線：7570）

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考																																
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																																	
鳥取県野外保育促進事業	25,854	31,347	△5,493	10,000			15,854	知事査定中																																
工程表の政策目標(指標)	-																																							
事業内容の説明				【「地方創生推進交付金」充当事業】																																				
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>近年、多様な保育・幼児教育が求められ、また、自然体験活動の大切さが見直される中、本県の恵まれた環境を活かして、子どもたちが、「豊かな自然」で“遊びきる”経験を持てる環境を構築するための取組を行う。</p> <p>2 主な事業内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>事業内容</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①とっとり森・里山等自然保育事業費助成事業</td> <td>とっとり森・里山等自然保育認証制度において認証された園（以下「認証園」という。）の運営費を助成する。 【負担割合】県1/2（市町村は任意） 【補助基準】利用定員区分ごとの1人当たり月額単価により、利用児童数に応じて補助</td> <td>21,306</td> </tr> <tr> <td>②とっとり森・里山等自然保育認証園に対する保育料の軽減</td> <td>保護者と生計を一にする第2子（低所得世帯かつ第1子と同時在園の場合のみ）及び第3子以降の児童に係る保育料を軽減する認証園に対して、その額を助成する。 【負担割合】県1/2（市町村は任意） 【補助基準】各園が軽減した額とし、各園が定める保育料の1/2又は1月あたり12,850円のいずれか低い額を限度とする。</td> <td>2,622</td> </tr> <tr> <td>③（拡充）保育所・幼稚園等における自然保育認証及び活動費助成事業</td> <td>・県内で、自然保育を定期的に行う保育所・幼稚園等を認証するとともにその必要経費を助成する。 ※新たに設ける、保育所・幼稚園等における自然保育の認証制度により認証された施設を対象とする。 【補助率】県1/3(市町村は任意)【補助基準額】1施設440千円を限度 【主な認証基準(案)】</td> <td>1,558</td> </tr> <tr> <td></td> <td> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>活動計画</td> <td>・園の活動方針、指導計画等に自然体験活動に関する事項を入れ、計画的に実施すること。など</td> </tr> <tr> <td>活動時間</td> <td>3歳以上児に係る自然体験活動の時間が、園あたり平均して週6時間以上とすること。</td> </tr> <tr> <td>安全対策</td> <td>・県等が実施する安全対策研修を受講すること。 ・避難又は危険回避ができる措置、けがや事故への迅速な体制を確保すること。など</td> </tr> </tbody> </table> </td> <td></td> </tr> <tr> <td>③（新）自然保育シンポジウムの開催</td> <td>保護者、保育者等広く県民に幼児期の自然保育の取組などを周知し、新たな認証制度導入後の自然保育に向けた機運の醸成を図る。</td> <td>122</td> </tr> <tr> <td>④自然保育研修会の実施</td> <td>保育・幼児教育と自然活動双方に精通した野外保育の担い手を育成するため、保育従事者を対象とした野外活動に関する研修を実施する。</td> <td>246</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td>25,854</td> </tr> </tbody> </table>									区分	事業内容	予算額	①とっとり森・里山等自然保育事業費助成事業	とっとり森・里山等自然保育認証制度において認証された園（以下「認証園」という。）の運営費を助成する。 【負担割合】県1/2（市町村は任意） 【補助基準】利用定員区分ごとの1人当たり月額単価により、利用児童数に応じて補助	21,306	②とっとり森・里山等自然保育認証園に対する保育料の軽減	保護者と生計を一にする第2子（低所得世帯かつ第1子と同時在園の場合のみ）及び第3子以降の児童に係る保育料を軽減する認証園に対して、その額を助成する。 【負担割合】県1/2（市町村は任意） 【補助基準】各園が軽減した額とし、各園が定める保育料の1/2又は1月あたり12,850円のいずれか低い額を限度とする。	2,622	③（拡充）保育所・幼稚園等における自然保育認証及び活動費助成事業	・県内で、自然保育を定期的に行う保育所・幼稚園等を認証するとともにその必要経費を助成する。 ※新たに設ける、保育所・幼稚園等における自然保育の認証制度により認証された施設を対象とする。 【補助率】県1/3(市町村は任意)【補助基準額】1施設440千円を限度 【主な認証基準(案)】	1,558		<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>活動計画</td> <td>・園の活動方針、指導計画等に自然体験活動に関する事項を入れ、計画的に実施すること。など</td> </tr> <tr> <td>活動時間</td> <td>3歳以上児に係る自然体験活動の時間が、園あたり平均して週6時間以上とすること。</td> </tr> <tr> <td>安全対策</td> <td>・県等が実施する安全対策研修を受講すること。 ・避難又は危険回避ができる措置、けがや事故への迅速な体制を確保すること。など</td> </tr> </tbody> </table>	項目	基準	活動計画	・園の活動方針、指導計画等に自然体験活動に関する事項を入れ、計画的に実施すること。など	活動時間	3歳以上児に係る自然体験活動の時間が、園あたり平均して週6時間以上とすること。	安全対策	・県等が実施する安全対策研修を受講すること。 ・避難又は危険回避ができる措置、けがや事故への迅速な体制を確保すること。など		③（新）自然保育シンポジウムの開催	保護者、保育者等広く県民に幼児期の自然保育の取組などを周知し、新たな認証制度導入後の自然保育に向けた機運の醸成を図る。	122	④自然保育研修会の実施	保育・幼児教育と自然活動双方に精通した野外保育の担い手を育成するため、保育従事者を対象とした野外活動に関する研修を実施する。	246	合計		25,854
区分	事業内容	予算額																																						
①とっとり森・里山等自然保育事業費助成事業	とっとり森・里山等自然保育認証制度において認証された園（以下「認証園」という。）の運営費を助成する。 【負担割合】県1/2（市町村は任意） 【補助基準】利用定員区分ごとの1人当たり月額単価により、利用児童数に応じて補助	21,306																																						
②とっとり森・里山等自然保育認証園に対する保育料の軽減	保護者と生計を一にする第2子（低所得世帯かつ第1子と同時在園の場合のみ）及び第3子以降の児童に係る保育料を軽減する認証園に対して、その額を助成する。 【負担割合】県1/2（市町村は任意） 【補助基準】各園が軽減した額とし、各園が定める保育料の1/2又は1月あたり12,850円のいずれか低い額を限度とする。	2,622																																						
③（拡充）保育所・幼稚園等における自然保育認証及び活動費助成事業	・県内で、自然保育を定期的に行う保育所・幼稚園等を認証するとともにその必要経費を助成する。 ※新たに設ける、保育所・幼稚園等における自然保育の認証制度により認証された施設を対象とする。 【補助率】県1/3(市町村は任意)【補助基準額】1施設440千円を限度 【主な認証基準(案)】	1,558																																						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>活動計画</td> <td>・園の活動方針、指導計画等に自然体験活動に関する事項を入れ、計画的に実施すること。など</td> </tr> <tr> <td>活動時間</td> <td>3歳以上児に係る自然体験活動の時間が、園あたり平均して週6時間以上とすること。</td> </tr> <tr> <td>安全対策</td> <td>・県等が実施する安全対策研修を受講すること。 ・避難又は危険回避ができる措置、けがや事故への迅速な体制を確保すること。など</td> </tr> </tbody> </table>	項目	基準	活動計画	・園の活動方針、指導計画等に自然体験活動に関する事項を入れ、計画的に実施すること。など	活動時間	3歳以上児に係る自然体験活動の時間が、園あたり平均して週6時間以上とすること。	安全対策	・県等が実施する安全対策研修を受講すること。 ・避難又は危険回避ができる措置、けがや事故への迅速な体制を確保すること。など																															
項目	基準																																							
活動計画	・園の活動方針、指導計画等に自然体験活動に関する事項を入れ、計画的に実施すること。など																																							
活動時間	3歳以上児に係る自然体験活動の時間が、園あたり平均して週6時間以上とすること。																																							
安全対策	・県等が実施する安全対策研修を受講すること。 ・避難又は危険回避ができる措置、けがや事故への迅速な体制を確保すること。など																																							
③（新）自然保育シンポジウムの開催	保護者、保育者等広く県民に幼児期の自然保育の取組などを周知し、新たな認証制度導入後の自然保育に向けた機運の醸成を図る。	122																																						
④自然保育研修会の実施	保育・幼児教育と自然活動双方に精通した野外保育の担い手を育成するため、保育従事者を対象とした野外活動に関する研修を実施する。	246																																						
合計		25,854																																						
<p>3 これまでの取組状況、改善点</p> <p>平成21年に智頭町で「森のようちえんまるたんぼう」が開設されて以降、園数は増加しており（現在は県内7箇所開設）、子どもの発達の促進以外に、中山間地域振興、移住定住対策の側面で効果をもたらしている。</p> <p>全国に先駆けて、平成26年度に官民学の協働提案・連携推進事業として森のようちえんの認証制度の検討を行い、平成27年3月に「とっとり森・里山等自然保育認証制度」を創設し、園の運営費に対し助成、認証園の保育料に対する助成を行っている。</p> <p>また、平成26年度より、認証園以外の保育所・幼稚園等の自然保育に対しての支援、保育従事者に対する自然保育の研修を実施しているほか、平成28年度には、自然を活かした子育てフォーラムを智頭町で開催し、自然保育の認知・普及を図った。</p> <p>さらに、平成28年度に「とっとり型の保育のあり方研究会」を設置し、保育所・幼稚園等の自然保育を一層推進するための認証制度創設について検討を行った。</p>																																								

平成29年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

1項 公衆衛生費

5目 母子衛生費

子育て応援課（内線：7150）

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) おうちで子育てサポート事業	100,544	0	100,544				100,544	知事査定中
工程表の政策目標(指標)	-							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

保育所等を利用する世帯に対して子育て支援として保育料無償化の取組を進めてきたことを踏まえ、子育て支援の対象をより広げる観点から、在宅育児世帯に対しても、経済的支援を行うことにより、保護者の子育ての選択肢を広げ、もって県民の希望出生率の実現に寄与することを目的とする。

2 主な事業内容

(1) 支援対象とする児童 保育所等を利用していない1歳に達するまでの児童

(2) 実施主体 市町村

(3) 対象事業

市町村が行う在宅育児世帯の保護者を対象にした、現金給付、現物給付若しくはサービスの利用料の負担軽減のいずれか又は複数を行う事業に対し、助成する。

(4) 補助内容

ア 補助額の算定	(1) 助成単価 一人当たり 月額3万円 (2) 上限額の算定方法 ① 現金給付を行う場合 3万円×対象児童(※1)への給付対象延べ月数(※2) ※1 0歳児で保育所等に未入所かつ育児休業給付金未受領世帯 ※2 1人につき10か月を限度 (注) 上限額の範囲内で現物給付等を併せて行うことは可 ② 現物給付又はサービス利用料の負担軽減のみを行う場合 3万円×0歳児数×未就園率×未就園者の育児休業給付金非受給率×10か月 (3) 補助対象経費 上限額と対象事業の実支出額とのいずれか低い額
イ 補助率	1/2
ウ 条件	現金を給付する場合は、定期的な訪問・面談、ネウボラ事業の取組などを一体的に実施すること。

※所得制限については、市町村の判断で設定することができることとする。

(5) その他

本事業に併せて、新たに子育て応援市町村交付金による一時預かり事業の充実のための保育士配置経費助成及びとっとり版ネウボラ推進事業による子育て世代包括支援センターの支援スタッフ配置経費助成を行うことにより、市町村が行う在宅育児世帯の子育て環境整備を支援する。

3 これまでの取組状況、改善点

これまで国に先んじて保育料の軽減策など子育て支援施策を進めており、平成27年9月からは、県・市町村の連携により第3子以降の保育料を無償化し、平成28年4月からは第1子と同時在園の第2子(所得制限あり)についても保育料を無償化した。

一方で、保育所等を利用しない世帯に対しても一定の支援が必要ではないかとの意見を受けて設置した「とっとり型の保育のあり方研究会」から、在宅育児世帯への経済的支援の充実を図ることが適当との報告を受けている。

平成29年度一般会計当初予算説明資料

3款 民生費

2項 児童福祉費

青少年・家庭課（内線：7149）

1目 児童福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
児童虐待防止関係機関人材育成事業	1,276	1,260	16	638			638	知事査定中

工程表の政策目標(指標) 児童虐待防止対策の推進

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

市町村職員や保健師、保育士等に対してそれぞれの職種に応じた児童虐待に関する研修会を開催し、児童虐待の未然防止や早期発見・早期対応のために不可欠な関係機関職員の資質向上を図る。

2 主な事業内容

研修種別	内容
市町村母子保健担当保健師研修	訪問事業等で妊娠・出産期の母子と関わる機会の多い市町村の母子保健担当保健師の資質向上を図る。 【対象者】市町村母子保健担当保健師等 【テーマ】周産期における虐待対応等 【回数】全3回
保育士等児童虐待対応研修	虐待が疑われる子ども・親の特徴や虐待発見時の対応方法等、保育所等において必要とされる児童虐待の知識の習得を図る。 【対象者】保育士、幼稚園教員等 【テーマ】虐待発見時の対応方法、子育てに悩む親への支援等 【回数】東中西部 各1回（延べ3回）
子育て講座指導者養成研修	子育て中の保護者に対する子育て講座を実施するための指導者養成研修を実施し、地域における子育て講座の実施を促す。 【対象者】市町村職員、保育士、児童福祉施設職員等 【テーマ】暴力や暴言によらない子育ての技法等 【回数】東中西部 各1回（1回3日間）
要保護児童対策地域協議会調整機関専門研修（H29新規）	虐待を受けている子どもを始めとする要保護児童の早期発見や適切な保護を図ることができるよう、要保護児童対策地域協議会事務局職員の資質向上を図る。 【対象者】要保護児童対策地域協議会の調整機関に置かれる専門職 【テーマ】要保護児童対策地域協議会の運営、子ども家庭相談の運営と相談援助のあり方、子ども家庭支援のための方策、子ども虐待対応等

3 これまでの取組状況、改善点

改正児童福祉法により、市町村の設置する要保護児童対策地域協議会の調整機関に専門職を置くことが義務化され、同専門職は、厚生労働大臣が定める基準に適合する研修を受けることが義務となったことから、同専門職の資質向上に係る研修を県において実施する。

平成29年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

1項 公衆衛生費

健康政策課(内線:7227)

8目 健康県づくり推進費

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新)健康づくり鳥取モデル事業	6,433	0	6,433				6,433	知事査定中
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
<p>元気な方が長く健康を維持していくため、地区単位(公民館等)や企業で継続的に行う健康づくりやロコモ予防対策など、健康寿命延伸に向けた取組の環境整備を行う。</p> <p>※「ロコモ」とは、ロコモティブシンドロームの略称で運動器症候群のこと 筋肉、骨、関節、軟骨、椎間板といった運動器のいずれか、あるいは複数に障害が起こり、「立つ」「歩く」といった移動機能の低下をきたした状態</p>								
2 主な事業内容								
(1) (新) 地域で行う健康づくり鳥取モデル事業								
<p>ア 健康づくり・ロコモ対策研究会の設置・運営 418千円 運動プログラムの内容や普及方法について、専門家の意見を聞き、本事業に反映していく。 また、活動報告会の実施や優良な団体及び企業の知事表彰の審査も行う。</p> <p>イ 運動アドバイザー・インストラクターの派遣 297千円 運動による健康づくりを行おうとする地域や企業に対し、運動アドバイザー・インストラクターを派遣する。</p> <p>ウ 鳥取モデル事業の助成制度</p>								
①地区単位(公民館等)で行うもの 1,200千円								
補助対象者	自治会、公民館、地域の活動団体など(市町村経由の間接補助)							
補助対象事業	○住民が自ら進んで実施し、習慣的な行動変容に繋がっていくもの ○基本、週1回・1年を通して実施できるもの ○事業内容が先駆的で住民の行動変容に繋がるなど、他の地域や市町村のモデルになるもの							
補助率・補助金額	事業費補助:定額120千円 (10団体)							
経費対象	運動器具・備品等の購入費、指導員・講師等謝金、会場使用料 など							
②企業等が行うもの 600千円								
補助対象者	企業、団体、NPO等の事業所(直接補助)							
補助対象事業	○企業等が自ら進んで実施するもの ○従業員の習慣的な健康づくりの行動変容に繋がっていくもの ○事業内容が特に優れていると認められるもの。 (他の企業等に推奨でき、波及性のあるものである等)							
補助率・補助金額	事業費補助:定額120千円 (5団体)							
経費対象	運動器具・備品等の購入費、指導員・講師等謝金、会場使用料 など							
エ 事業に関する評価・分析 918千円								
上記の補助金を受けて事業を実施する地域・企業に対し、体力年齢測定・アンケート調査を実施し、その結果から運動による効果及び運動を継続できる要因について評価・分析を、鳥取大学や理学療法士会等で構成する評価チームが実施する。								
(2) みんなで取り組む「まちの保健室」事業 3,000千円								
市町村の健康課題解決に向けて、地区単位の健康づくりに関する活動を、大学・専門学校、看護協会等といった専門的知識・技術をもつ機関と一緒に取り組むことで、よりきめ細やかな地区単位の健康づくりを進める。								
【まちの保健室補助】								
補助対象者	市町村							
補助対象事業	○高等教育機関及び専門学校と連携して取り組むもの ○地区の健康課題の抽出、解決策の検討を行う取組 ○他の模範となるモデル的な取組							
補助率・補助金額	1/2(補助上限額:1,000千円) 目安:300千円×10団体							
経費対象	市町村がまちの保健室を実施するために要する経費 賃金、報償費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料 など							

3 これまでの取組状況、改善点

健康づくりの取組では、これまで健康マイレージ支援事業や地域の健康寿命アップ促進事業補助金、まちの保健室事業など、地域独自の健康づくり活動を促してきたところであるが、働き盛り世代の男女の方等、高齢者と同様に参加いただきたい方に参加いただけていない状況であった。

しかしながら、「まちの保健室」の実施地区の中には、継続を希望されるとともに住民が積極的に健康づくりリーダー養成講座の受講を行い、自分達で取り組む動きも始まった所もあり、徐々にではあるが普及し始めてきている。

平成29年度は、鳥取看護大学と連携して「まちの保健室」の拠点整備を行い、まちの保健室のコーディネートを行うとともに、得られたデータの分析を行い市町村と共有を図り、地域ごとの健康課題の解決策を提案していく。また、運動による健康づくりに焦点を当て、定期的に体力測定を行い、高齢者に加え働き盛り世代も参加しやすい健康づくりの取組をモデル事業として実施する。

平成29年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

1項 公衆衛生費

健康政策課（内線：7769）

9目 生活習慣病予防対策費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新)がん医療の質向上プロジェクト事業	3,550	0	3,550				3,550	知事 査定中
工程表の政策目標(指標)	第二次がん対策推進計画に基づき、がん死亡率の減少などを目的とした総合的ながん対策の推進を図る。							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>第2次鳥取県がん対策推進計画では「75歳未満がん年齢調整死亡率の20%減少」を主目標としているが、平成27年都道府県別死亡率で3年連続ワースト3位となっていることから、本県においてがん診療を行う病院の外部評価を実施することで、県内のがん治療（手術、化学療法、放射線治療）の質を向上させ、がん死亡率減少に資する。</p>								
<p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 内容</p> <p>ア 県内のがん診療体制の質に関する評価</p> <p>国立がん研究センターや東京大学等が参画するPCAPS(※)研究会の「がん診療体制の質評価」を県内のがん診療連携拠点病院及びがん拠点病院に準じる病院で実施する。</p> <p>※PCAPS = Patient Condition Adaptive Path System（患者状態適応型パスシステム）の略</p> <p>[がん診療体制の質の評価について]</p> <p>①「がん診断」、「治療前診断」、「治療計画立案」などの全6場面ごとに、②「患者状態の確認」、「患者状態に適した介入」などの3点について評価を行い点数化。PCAPS研究会が設定する推奨標準点数との「適合率」により各病院を評価する。</p> <p>イ がん診療の質向上に関する研修会開催</p> <p>PCAPS研究会関係者等を講師として、各病院の診療の質向上に関する研修会を開催する。</p> <p>[研修内容(案)]</p> <p>アの評価結果を踏まえ、改善の着眼点や実際に改善を行うための「改善管理シート」等の活用方法など、各病院が改善を行う上で必要な事項について、PCAPS研究会代表者等による講義研修会を開催する。</p> <p>ウ 拠点病院等による医療の質向上検討会設置運営等</p> <p>本県のがん治療を行う病院で組織する「鳥取県がん診療連携協議会」の手術療法・化学療法・放射線治療の各部会の各病院の代表者により、本県のがん死亡に関するデータやアの調査結果を踏まえ、次の項目の現状分析、対策を行うなど、本県のがん診療の質の向上を図る。</p> <p>[協議事項] ①次期がん対策推進計画（平成30年度～）の治療に関する現状分析及び対策 ②イの調査結果を踏まえたがん診療を行う各病院の現状分析及び治療の標準化</p>								
<p>(2) 委託先：鳥取県がん診療連携協議会（鳥取大学医学部）</p>								
<p>3 これまでの取組状況、改善点</p> <p>本県におけるがん医療を推進するため、がん診療連携拠点病院等を指定し、拠点病院としての機能強化のための支援や、がん治療に係る専門医資格取得支援などを行ってきたが、本県のがん死亡率は3年連続してワースト3位という状況に鑑み、さらにはがん医療の質を向上させる取組が必要である。</p>								

平成29年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費
4項 医薬費
2目 医務費

医療政策課(内線:7172)
(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳			備考	
				国庫支出金	起債	その他 (基金繰入金)		
(新)鳥取県ドクターヘリ導入事業(格納庫・給油施設・搭載医療機器等整備費)	432,883	0	432,883	31,500		365,209	36,174	知事 査定中

工程表の政策目標(指標) 安心安全な医療提供体制の構築

事業内容の説明 【「鳥取県地域医療介護総合確保基金」充当事業】

1 事業の目的・概要

救急専門医や看護師が搭乗し、救急現場に迅速に駆け付けるドクターヘリは、早期医療介入・搬送時間短縮による救命率の向上、後遺症の軽減、へき地救急医療体制の強化、迅速的・効率的な災害医療活動、重層的な救急医療体制の構築等を目指し、県民の安心安全の確保を目的とするものである。

関西広域連合が運航する鳥取県ドクターヘリについては、平成29年度末の運航開始を目標として導入準備を進めているところであるが、平成29年度は以下のハードの整備を中心に行う。(なお、運航経費は、別事業「鳥取県ドクターヘリ運航事業」で予算措置。)

2 主な事業内容

(1) 格納庫・取付誘導路等整備費 345,588千円

ア 格納庫等工事費 334,411千円

ドクターヘリは、運航時間内は基地病院に駐機し救急要請に即応するが、運航時間外に機体の整備等を行い、激しい強風時・降雪時等に待機するため、格納庫等の整備が必要であり、以下の工事を行う(工事期間 H29年5~12月)。

(ア) 格納庫等

美保飛行場(米子空港)隣接地に格納庫、乗務員待機室、エプロン(駐機場)等を整備する。

(イ) 取付誘導路

美保飛行場(航空自衛隊美保基地)内に取付誘導路を整備する。

(ウ) セキュリティ対策

航空自衛隊美保基地の既存のフェンスの一部を撤去し、ドクターヘリが基地内外を往来することから、セキュリティ対策に万全を期するため、電動ゲート、外柵等を整備する。

イ 格納庫等設備整備費 6,605千円

格納庫・乗務員待機室の無線機器・設備を整備する。また、大規模災害時には乗務員待機室がドクターヘリ本部となるため、災害対策用の設備を整備する。

ウ 格納庫等土地関係経費 4,572千円

格納庫等整備予定地は、防衛省・財務省・境港市所管の国有・公有財産であるが、格納庫・乗務員待機室用地については割譲(払い下げ)を、また、取付誘導路整備予定地については、使用許可・賃貸借を受ける予定であり、そのための土地購入費・賃借料である。



(2) 給油施設・ヘリポート改修等工事費 63,000千円

ドクターヘリは離着陸の都度給油する必要があるが、即応性を確保するため、鳥取大学医学部附属病院が、病院内ヘリポート（地上4階相当）に屋上給油施設を整備する。

また、当該整備に伴い、消防法の規制基準をクリアするための既存ヘリポート改修が必要になるため、ヘリポート改修工事を行う。

県は当該工事費の一部について、同病院に対して補助する。

【所要額等】

- 事業主体 鳥取大学医学部附属病院
- 総事業費 96,000千円
- 負担割合 国1/3、県1/3、事業者1/3超（補助残額）
- 所要額 補助金 63,000千円（積算 国庫補助基準額94,500×1/3×2=63,000）
- 財源 国1/2、県1/2

(3) 運航管理室無線機器整備費 3,437千円

ドクターヘリを安全かつ円滑で効果的に運航するために、運航管理室では、関係機関（基地病院、消防本部、搬送先医療機関、基地病院医師等）との連絡調整、ドクターヘリとの無線交信、気象条件等に基づく運航可否判断等を行う。

運航管理室は鳥取大学医学部附属病院が整備するが、県は当該整備費のうち、無線機器整備費について、同病院に対して補助する。

【所要額等】

- 事業主体 鳥取大学医学部附属病院
- 所要額 補助金 3,437千円
- 負担割合 県10/10（無線以外の運航管理室経費は全額鳥取大学負担）
- 財源 基金10/10

(4) 搭載医療機器整備費 20,858千円

ドクターヘリは搬送中も機内で治療を継続するため、搭載用の医療機器を整備する必要がある。当該整備は鳥取大学医学部附属病院が行うが、県は当該経費について、同病院に対して補助する。

【所要額等】

- 事業主体 鳥取大学医学部附属病院
- 所要額 補助金 20,858千円
- 負担割合 県10/10
- 財源 基金10/10

3 ドクターヘリ導入の主なスケジュール（予定）

H28年 8月～H29年 3月	格納庫・給油施設等基本・実施設計
H28年12月～H29年10月	格納庫・取付誘導路用地の払い下げ・使用許可手続
H28年12月～H29年12月	運航委託契約に基づく運航業務事前調整
H29年 3月～ 8月	住民説明
H29年 5月～12月	格納庫・給油施設・運航管理室等工事、搭載医療機器整備
H30年 1月～2月	運航前訓練
H29年度末	運航開始

4 これまでの取組状況、改善点

本県では、平成22年4月から兵庫県及び京都府と公立豊岡病院ドクターヘリを共同運航し（平成23年4月から関西広域連合へ事業移管）、また、平成25年5月から島根県ドクターヘリが本県への乗り入れを開始し、鳥取大学医学部附属病院ドクターカーが運行を開始するなど、重層的な救急医療体制を構築している。

